

徳島県公立学校運動部活動指導者人材バンク登録要綱

徳島県教育委員会

徳島県教育委員会では、県内の公立中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下、同じ）において、運動部活動指導員又は運動部活動の外部指導者を必要とする場合に、学校体育や運動部活動の指導に必要な知識と経験のある人材を紹介できるよう、部活動指導員又は外部指導者としての活動を希望する方を募集し、「徳島県公立学校運動部活動指導者人材バンク」に登録する。

1 指導種目

- | | | |
|--------------|-----------|-------------|
| (1) 陸上競技 | (8) サッカー | (15) バドミントン |
| (2) 軟式野球 | (9) 剣道 | (16) 水泳競技 |
| (3) ソフトテニス | (10) 弓道 | (17) ハンドボール |
| (4) ソフトボール | (11) 柔道 | (18) 空手道 |
| (5) 卓球 | (12) 相撲 | (19) ラグビー |
| (6) バスケットボール | (13) 体操競技 | (20) テニス |
| (7) バレーボール | (14) 新体操 | (21) その他 |

2 人材バンク登録の要件

上記1に定める指導種目の指導ができ、国・県・市町村及び学校の部活動の在り方に関するガイドライン・方針及び活動方針等を遵守すること。

3 登録申請手続き

人材バンクへの登録を希望する方は、徳島県公立学校運動部活動指導者人材バンク登録申請書（別紙）に必要事項を記入し、徳島県教育委員会体育健康安全課に提出すること。※運動部活動指導員と外部指導者の違いについては、別紙を参照

4 受付期間

随時受付をする。

5 登録

書類審査により登録の要件を満たすと判断した方を徳島県公立学校運動部活動指導者人材バンクに登録する。

6 紹介方法

県内の公立中学校において、部活動指導員又は外部指導者を必要とする場合において、県立中学校の場合は直接、市町村立中学校の場合は市町村教育委員会を通じて、徳島県教育委員会に人材紹介の依頼があった場合に、人材バンク登録者の中から、条件に合致する人材を選定し、当該中学校又は市町村教育委員会に人材の情報を提供する。なお、個人が特定できる情報を提供する際には、本人の承諾を得るものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 徳島県教育委員会運動部活動指導員人材バンク登録要綱は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、徳島県教育委員会運動部活動指導員人材バンク登録要綱に基づき、徳島県教育委員会運動部活動指導員人材バンクに登録されている方は、この要綱に基づく、徳島県公立学校運動部活動指導者人材バンクの登録者とみなすものとする。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

運動部活動指導員と外部指導者の違い

運動部活動指導員とは

平成29年4月、学校教育施行規則の一部が改正され、新たに規定された学校職員です。部活動指導員は、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とします。

なお、公立学校の部活動指導員は、地方公務員法に規定された会計年度任用職員として、県や市町村教育委員会が任用（雇用）する公務員になります。

【職務内容】

部活動指導員は、顧問教諭等に代わって単独で指導、引率することが可能です。

実技指導、

安全・障害予防に関する知識・技能の指導、

学校外での活動(大会・練習試合等)の引率、

用具・施設の点検・管理、

部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、

年間・月間指導計画の作成、

生徒指導に係る対応、

事故が発生した場合の現場対応等

○学校教育法施行規則第七十八条の二

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定あり。

外部指導者とは

学校長が委嘱した指導者（コーチ）で、顧問教員と共に専門的技術を指導する方です。

教員に代わって単独で指導や生徒の引率等を行うことはできません。